建築と地域社会

- 建築等を通じた地域社会の良好な景観形成に向けた提言 - 概要

委員会の概要

- ・良好な景観を形成するための建築のあり方、 建築の専門家に期待される役割、良好な景観を 形成するための仕組み及びその運用のあり方等 に関する基本的考え方を検討するため、「良好 な景観形成のための建築のあり方検討委員会」 が設立された。
- ・各委員から関連テーマについてのプレゼン テーションが行われ、それをふまえながらの意 見交換が行われた。
- ・さらに英国 CABE (建築都市環境委員会) よりチーフエグゼクティブであるリチャードシ モンズ氏を特別委員に迎え、CABEの活動、 特にデザインレビューについてプレゼンテー ションが行われ、委員との意見交換が行われた。

委員名簿

〇山本理顕 建築家、横浜国立大学教授 岡部明子 建築家、千葉大学准教授

北沢猛 アーバンデザイナー、東京大学教授

木下庸子 建築家、工学院大学教授 工藤和美 建築家、東洋大学教授 布野修司 滋賀県立大学教授 宗田好史 京都府立大学准教授

蔀健夫 神奈川県庁 荒牧澄多 川越市役所 (注: Oは座長、敬称略)



開催経緯

第1回(H19.9.7)

- ・委員会の設置趣旨について
- 検討テーマ・論点について
- ・検討の進め方・検討成果のとりま とめ方について



第2回(H19.10.16)

- ・地方における公共建築の事例につ いて
- ・川越の景観形成システムについて

第3回(H19.11.12)

- ・第2回委員会までの議論の概要に ついて
- ・ローカルな景観政策と国の役割、 専門家の関わりについて
- ・都市再生に果たす建築家の役割、建築と社会経済との関わりについて

第4回(H19.12.4)

- ・UR都市機構都市デザインチーム の取り組み等について
- ・タウンアーキテクトの役割とその仕事について

第5回(H20.2.6)

・英国における景観施策、CABEの活動について



第6回(H20.3.28)

・ (仮称) 建築等を通じた良好な景観形成に向けた提言 (案) について

提言の目的

- ・建築設計者や建築活動を行う事業者の良好な景観形成に向けた一層の取り組みを促す指針として、また国及び地方公共団体における景観施策推進の参考として活用する。
- ・一般国民・市民向けに良好な景観形成の意 義や必要性を伝えるメディアとしても機能す ることを期待する。

提言の構成

提言とし

してとり

まとめ

- ・景観を形づくる要素のうち、建築物や工作物がつくりだす「建築景観」に着目し、良好な建築景観の形成に必要な視点を設定し、良好な建築景観の形成に向けた具体的な行動を提案している。
- ・理念的なものにとどまることなく、良好な 建築景観の形成に向けて具体的な行動を提 案する。

I. 建築景観を取り巻く状況



Ⅱ. 良好な建築景観の形成に必要な視点



Ⅲ. 具体的行動の提案

I. 建築景観を取り巻く状況

(1) 良好な景観形成に向けた施策の展開

景観法に基づく取組みの進展

平成16年の景観法の施行後、良好な建築景観づくりに取組む地方公共団体が増加する一方、取組みが遅れているところもある。

(2) 建築景観の現状と課題

・歴史的建築物が作り出す景観の現状と課題

歴史的建築物がつくりだす景観については、保全・再生が図られる地区がある一方で、次々と姿を消している地区もある。

・新たな建築物が作り出す景観の現状と課題

関係法令に適合した建築物が必ずしも良好な景観を形成するものではない。そのため、個々の建築投資の蓄積としての良好な建築景観が形成されていない。





(3) 建築景観と社会の関わり

・良好な建築景観は地域社会に影響を与える

良好な建築景観は周辺の建築物だけでなく、コミュニティ活動の活性化やそれにともなう安全性の向上など地域社会に影響を与えるだけでなく、地域の再生にも寄与し、さらには社会的問題の解決に貢献することが可能である。

・建築景観は国家戦略・都市戦略となりうる

良好な建築景観の形成は世界共通のテーマとなりつつあり、建築のデザインが都市の魅力と競争力を高めるという点が意識され、国家戦略・都市戦略として 政策に位置づけられているところもある。





Ⅱ.良好な建築景観の形成に必要な視点

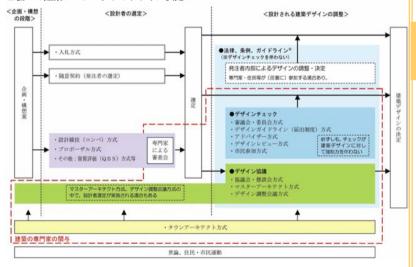
(1) 良好な建築景観に関する共通の理解の促進

- ・良好な建築景観に関する共通理解の必要性
- ・良好な建築景観に関する共通言語の確立
- ・建築景観と社会の関わりについての認識を深める

(2) 良好な建築景観を実現するためのデザイン調整システムの充実

- ・デザイン調整システムの重要性
- ・設計者の選定方式の課題
- ・ガイドライン方式のより効果的な活用
- ・デザイン調整システムの実効性の確保
- ・デザイン調整システムのための専門家の確保
- ・都市計画・建築規制手法と組み合わせた総合的な取組み

■個々の建築プロジェクトのデザイン決定フロー



(3) 建築設計者が果たすべき役割の再認識

- ・建築設計者の重要性
- ・個々の建築設計において求められる役割
- ・地域の専門家としての役割
- ・建築設計者の技術力の向上等

Ⅲ. 具体的行動の提案

(1) 地域資産の把握・共有

・地域の建築の専門家が中心となり、市民・行政とも連携して 地域資産を継続的に調査し、データベースを構築する。国はこ の取組みを支援する。

(2) 良好な建築景観に関する共通言語の検討

・国レベルで、良好な建築景観に関する判断のものさし、いわば 共通言語を検討し、全国の関係者間で共有する。

(3)専門家によるデザイン調整の推進

- ・国は自らデザイン調整を行う取組みを検討するとともに、地域 における取組みを支援する。
- ・各地域では、地方公共団体や地域の建築の専門家が連携しながら、地域の固有性や個々のプロジェクトの内容を踏まえたデザイン調整の仕組みを検討する。

(4)公共建築におけるモデル的取組みの推進

- ・地方公共団体は建築設計の質を確保するのに最適な設計者を特定するシステムの導入を検討し、地域の専門家はその実施のためのノウハウ等を提供し、国や都道府県はその取組みを支援する。
- ・設計者が設計から施工まで一貫して責任を持って関与できるシステムを検討する。

(5)地域の技術継承・創出のための専門家の育成

- ・地域の建築の専門家が、行政・大学等とも連携しながら、地域 固有の伝統技術・技能の継承や新しい技術の創出のための教育・研修を通じた人材育成を行う。
- ・技術、技能を有する専門家をリストに登録し、派遣する仕組みを構築する。
- ・国や地方公共団体はこのような取組みを支援し、地域の産業創出へとつなげていく。

(6) 良好な建築景観についての普及啓発・調査研究

・良好な建築景観の有用性について、建築設計者、施工者、行政だけでなく、国民全体、さらには海外も視野に入れて情報 を発信し、調査研究を行う。

(7) 専門家が良好な景観形成に向けた活動を行う場づくり

- ・これまでに提案してきた具体的行動を実践するためには、専門家が活動を行う場をつくることが重要である。英国CABE等を参考に、国レベル及び地方レベルが連携し、デザインレビューモデルの構築、建築景観に関する教育・普及啓発などを担う場を、地方レベルでは地域資源の調査・活用やデザインレビューなど、実用的なアドバイスを中心に活動する。
- ・地方レベルでは、既に主導的な役割を果たしている専門家団体や 活動を評価し、積極的に活用していく。
- ・専門家は「公」の立場から地域の景観を持続的に考える。
- ・建築以外の分野からも専門家を幅広く集め、連携して取り組む。
- ・最初は既存の事業を活用し、モデル的に取り組んでいくことが考えられる。

○既存組織の活用の例

実践

の

- ・地方公共団体に位置づけられている景観に関する組織 (景観審議会、アーバンデザイン委員会、都市景観デザイン委員会、等)
- ・地域で活動している公益法人・NPO ・地域で活動している専門家団体(建築士会、建築家
- ・ 地域で活動している専門家団体(建築工芸、建築家協会、建築学会等)



